水土里ネット岩手中部 Ko.17







【和智中央発電所安全祈願祭】北上市和賀町横川目

細やかな用水利用と節水にご協力いただきありがとうございます

農業用水は定められた水利権(年間の総取水量)に基づき河川から取水しております。 限られた用水を有効に活用し、管内の全域に行き渡るよう努めておりますが、時期によっては用水需 要が集中し「水利権」の範囲内で最大取水しているにもかかわらず用水が不足する地域が発生しており ます。引き続き、細やかな用水利用と節水にご協力をお願いいたします。

土地改良区の状況 (令和6年4月1日現在) 受益面積 10,392ha 組合員数 7.403人

発行【令和6年12月1日 岩手中部土地改良区 広報 第17号】 〒024-0333 岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1

TEL: 0197-73-8280 FAX: 0197-73-7700

E-mail: info@iwate-c.or.jp URL: http://www.iwate-c.or.jp

第 21 回臨時総代会を令和 6 年 8 月 2 日(金)に開催しました。 東北農政局和賀中央農業水利事業所松岡所長、県南広域振興局農 政部北上農村整備センター千田所長、北上市八重樫市長代理髙橋農 林企画課長、花巻市上田市長代理山口農村林務課長、金ケ崎町髙橋 町長代理関口農林課長にご臨席賜りました。

議長に髙橋重安(上江釣子)総代、副議長に渡邊春彦(二子)総代を選出し、総代80名出席のもと提出された令和5年度事業報告を含む14議案が慎重に審議され、全議案が原案のとおり可決されました。



【 副議長 渡邊春彦総代

議長 髙橋重安総代 】



資産





令和5年度 収支決算及び財産目録

令和5年度 貸借対照表総括表

算 度	(単位:円)
科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金及び預金合計	126,686,313
未収賦課金等合計	6,880,686
その他未収金合計	15,855,364
流動資産合計	149,422,363
2 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	46,832,385
(2) 特定資産	
特定資産合計	26,093,346,405
(3) その他固定資産	
その他固定資産合計	163,486,580
固定資産合計	26,303,665,370
3 繰延資産	
繰延資産合計	0
資産合計	26,453,087,733

負債

(単	付	:	円)

具價	(単位:円)
科目	金額
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
流動負債合計	5,038,880
2 固定負債	
公庫資金等長期借入金合計	504,736,714
その他の長期借入金合計	409,131,000
適正化事業拠出金長期未払金合計	6,372,000
職員退職給付引当金	232,296,228
償還引当金	6,133,138
和賀中央地区国営事業償還引当金	460,534,501
固定負債合計	1,619,203,581
負債合計	1,624,242,461
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産合計	21,262,406,067
2 一般正味財産合計	3,566,439,205
正味財産合計	24,828,845,272
負債及び正味財産合計	26,453,087,733

令和5年度 正味財産増減計算書総括表

(単位:円)

科目	一般会計	和賀中央地区 特別会計	更木島地区 特別会計	鬼柳地区 特別会計	和賀川地区 特別会計	千貫石地区 特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収入								
1 土地改良事業収入	313,950,160	98,109,433	4,504,804	6,427,214	146,895,073	58,079,024		627,965,708
2 附帯事業収入	30,855,660				80,744			30,936,404
3 特定資産運用収入	280,705							280,705
4 受取補助金等	1,087,398,536	12,373,047			16,946,562	5,714,249		1,122,432,394
5 受取交付金		△ 6,180,000				△ 3,420,000		△ 9,600,000
6 受取業務受託料	664,400				1,294,000			1,958,400
7 雑収入	1,450,378		71,408					1,521,786
8 他会計繰入金	14,039,297	7,674,217	200,000	829,799	25,143,142	4,174,473	△ 52,060,928	0
経常収入計	1,448,639,136	111,976,697	4,776,212	7,257,013	190,359,521	64,547,746	△ 52,060,928	1,775,495,397
(2) 経常支出								
1 土地改良事業費	41,338,811	121,211,430	5,128,476	3,861,884	58,832,451	47,087,054		277,460,106
2 附帯事業費	22,177,500							22,177,500
3 減価償却費	1,272,369,439							1,272,369,439
4 一般管理費	248,400,848							248,400,848
5 土地改良事業負担金		686,310			7,935,623	6,399,250		15,021,183
6 他会計繰出金	34,665,167	5,141,887	1,340,000	117,000	7,247,717	688,393	△ 49,200,164	0
経常支出計	1,618,951,765	127,039,627	6,468,476	3,978,884	74,015,791	54,174,697	△ 49,200,164	1,835,429,076
当期経常増減額	△ 170,312,629	△ 15,062,930	△ 1,692,264	3,278,129	116,343,730	10,373,049	△ 2,860,764	△ 59,933,679
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収入計	84,128							84,128
(2) 経常外支出計	90,049		31,904	417,088	771,605	874,906		2,185,552
当期経常外増減額	△ 5,921		△ 31,904	△ 417,088	△ 771,605	△ 874,906		△ 2,101,424
当期一般正味財産増減額	△ 170,318,550	△ 15,062,930	△ 1,724,168	2,861,041	115,572,125	9,498,143	△ 2,860,764	△ 62,035,103
一般正味財産期首残高	4,613,349,894	10,025,427	7,128,965	△ 27,209,077	△ 874,359,262	△ 103,322,403		3,625,613,544
一般正味財産期末残高	4,443,031,344	△ 5,037,503	5,404,797	△ 24,348,036	△ 758,787,137	△ 93,824,260	△ 2,860,764	3,563,578,441
Ⅱ 指定正味財産増減の部								
1 受取補助金等		175,000						175,000
2 受取交付金		15,660,000						15,660,000
3 一般正味財産への振替額	△ 1,051,287,405							△ 1,051,287,405
当期指定正味財産増減額	△ 1,051,287,405	15,835,000						△ 1,035,452,405
指定正味財産期首残高	22,227,440,022	39,030,557	34,524	3,342	19,359,841	11,990,186		22,297,858,472
指定正味財産期末残高	21,176,152,617	54,865,557	34,524	3,342	19,359,841	11,990,186		21,262,406,067
Ⅲ 正味財産期末残高	25,619,183,961	49,828,054	5,439,321	△ 24,344,694	△ 739,427,296	△ 81,834,074	△ 2,860,764	24,825,984,508

●地区の状況

(単位:㎡)

地区別	F度別	令和5年度末	令和4年度末	増	減
花巻	市	15,818,697	15,818,533	164	
北上	市	66,516,242	67,004,568		488,326
金ヶ崎	⊞Ţ	21,585,259	21,635,993		50,734
合	it i	103,920,198	104,459,094		538,896

●組合員の状況

(単位:人

●准組合員の状況

(単位:人)

• 12 L J C F I (1)	•			() = / ()
年度別 地区別	令和5年度末	令和4年度末	増	減
花巻市	939	909	30	
北上市	4,995	4,897	98	
金ヶ崎町	1,098	1,121		23
その他	371	337	34	
合 計	7,403	7,264	139	

·		C-2 D		(+12.77)		
地区別		年度別	令和5年度末	令和4年度末	増	減
花	巻	市	35	35		
北	上	市	25	24	1	
金ヶ	ヶ崎	町	15	9	6	
そ	の	他	5	6		1
合		計	80	74	6	

令和5年度 事業報告

1. 国営和賀中央地区農業水利事業の推進

平成25年度から実施してきた国営和賀中央農業水利事業は、「下堰幹線用水路改修」、「配水槽場内整備」、「上堰支線用水路」の工事が施工完了となりました。(進捗率は事業費比率で 80.8%) 令和6年度運用開始予定の「和賀中央発電所」「水管理システム」も完成しております。

2. 農村地域防災・減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業並びに基幹水利施設ストックマネジメント事業継続地区の事業推進

農村地域防災・減災事業「後藤・横川目地区」では用水路工528.07メートルを、農業水路等長寿命化・防災減災事業「和賀中部 F 幹線」では、水利施設整備事業(パイプライン)270メートルを施工し、「千手堂地区」では計画策定をしました。基幹水利施設ストックマネジメント事業では「横堰地区」の補修工事を実施完了しました。

3. 多面的機能支払交付金実施地区への事務支援及び各種調査受託事業への積極的な取り組み

多面的機能支払交付金(共同活動、長寿命化)に係る事務受託は管内で39組織、その他各種受託 業務と合わせて総額60,463千円と積極的に取り組みました。

4. 地区委員会と連携をとった維持管理等事業の実施

各地域で組織する地区委員会 (32地区) と連携を図りながら維持管理工事を実施しました。土地改良施設維持管理適正化事業では、「奥寺除塵機」ほか2施設の整備補修工事を実施しました。

5. 未収入金の徴収体制の強化と更なる回収の推進

当区理事で構成する「未収対策専門委員会」を開催し、困難事案を検討のうえ、滞納整理を行いました。賃貸料差押えを執行したほか、徴収担当職員による訪問催告や財産調査を実施し、徴収率の向上に努めました。

6. 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成及び変更への支援並びに21世紀土地改良区創造運動等の推進

きたかみ地域農業マスタープランは北上市内を13地区に分け作成されており、当区も検討会に参画しました。農林水産省から日本疏水百選に認定されたことを契機に始めた「水土里の路(みち)疏水百選ウォーキング in 奥寺堰」大会を開催しました。JAいわて花巻北上地域農業祭では、来場者へ土地改良区の仕事や土地改良施設の多面的機能などについて啓発活動をしました。

また、先に施設にかかる管理協定「アドプト制度」に理解をいただき締結した管内全20協定において、 水路の草刈り、清掃など施設の保全に努めております。

土地改良施設維持管理適正化事業「奥寺除塵機」







【完成後】

ご注意願います

●給水栓の交換は自己負担!

農作業時に誤って給水栓を破損する事例が増えております。破損及び老朽化による交換費用は【自己負担】となります。

●物損事故は届出を!

交通事故等により土地改良施設を破損させた場合、【当事者の負担】で復旧することとなります。 事故を起こした際や施設の破損等を発見した場合は、土地改良区までご連絡願います。

⊙水路にゴミを捨てないでください!

用排水路及び土地改良施設周辺へゴミの不法投棄が近年増えております。不法投棄は犯罪です。見つけた場合は、最寄りの警察又は土地改良区までご連絡願います。

草刈などで水路に流された草や藁などが原因で施設が故障する場合があります。流さないようにご協力願います。

令和6年3月12日(火)に第16回通常総代会を、総代88名出席のもと開催しました。

議長に伊藤幸次(北鬼柳)総代、副議長に千田美智仁(鬼柳町元年)総代を選出し、小水力発電特別会計収支予算を含む29議案が慎重に審議され、全議案が原案のとおり可決されました。



【副議長 千田美智仁総代

議長 伊藤幸次総代 】







令和6年度 事業計画方針

令和4年度において国は、水田活用の直接支払交付金の支払条件を厳格化し畑作物の生産促進を目的 とした畑地化促進事業を定め、令和8年度まで実施することになっております。

それを踏まえ今年度においても引き続き、各市町の協議会と連携を密にしていかなければなりません。 当土地改良区においては、総代の総選挙、役員については令和4年度通常総代会において役員定数削 減議決後の初改選期になっており、新体制に向け取り組む必要があります。

また、小水力発電施設「和賀中央発電所」が7月から本格稼働予定となっており、小水力発電特別会計を新たに設定し、発電に係る対応にも取り組む必要があります。

永年行ってきた「生産基盤の整備」、「農業用水の安定供給」、「用排水路の計画的な補修更新と維持管理」は、今後も営農の基礎として必要不可欠なもので、水利権や施設規模等に限度があることをよく説明しつつ、組合員各位の期待に応えるため、管内の継続事業の早期完了と各種事業の推進を図っていかなければならないものと考えます。

これらの状況を踏まえ、関係機関等と連携を図り、地域への情報発信を密にし、次の事項に重点を置いて運営するものとします。

- 1. 国営かんがい排水事業和賀中央地区の事業推進
- 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業水利施設等保全高度化事業の推進
- 3. 土地改良施設維持管理適正化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業の推進
- 4. 未収賦課金の徴収体制の強化と更なる回収の推進
- 5. 地区委員会と連携をとった維持管理体制の確立
- 6. 日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)への支援
- 7. 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)変更への参画
- 8. 小水力発電施設の設置に係る情報収集及び研修の実施
- 9. 21世紀土地改良区創造運動の推進(アドプト制度の推進及び活動の支援)
- 10. 北上市・金ケ崎町各農業再生協議会、花巻市農業推進協議会との連携

令和6年度 一般会計及び特別会計収支予算(当初)状況

一般会計:土地改良区全体の運営にかかる会計 (収入)

(収入) (支出) (支出)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
土地改良事業収入	244,136	245,356	△ 1,220	土地改良事業費支出	37,469	42,103	△ 4,634
附带事業収入	26,570	26,970	△ 400	附带事業費支出	20,000	20,000	
基本財産運用収入	3	3		一般管理費支出	245,478	238,071	7,407
特定資産運用収入	4	4		土地改良事業負担金支出	3	3	
補助金等収入	31,603	36,112	△ 4,509	借入金返済支出	2	2	
交付金収入	1	1		支払利息	2	2	
業務受託料収入	2	2		固定資産取得支出	3,807	5,656	△ 1,849
雑収入	3,627	3,594	33	土地改良施設建設仮勘 定取得支出	1	1	
借入金収入	2	2		建設仮勘定取得支出	1	1	
基本財産取崩収入	2	2		差入保証金差入支出	1	1	
特定資産取崩収入	12,895	5,033	7,862	支払換地清算金支出	1	1	
固定資産売却収入	148	9	139	納付換地清算金支出	1	1	
差入保証金回収収入	1	1		基本財産積立支出	2	2	
交付換地清算金収入	1	1		特定資産積立支出	8,020	13,889	△ 5,869
徴収換地清算金収入	1	1		雑支出	100	100	
他会計貸付金回収収入	1	_	1	他会計貸付金貸付支出	1	-	1
他会計繰入金	9,230	6,645	2,585	他会計繰出額	17,889	8,026	9,863
繰越金	10,000	10,000		予備費	5,449	5,877	△ 428
収入合計	338,227	333,736	4,491	支出合計	338,227	333,736	4,491

特別会計:維持管理や土地改良事業、事業にかかる償還など旧土地改良区ごとの収入支出にかかる会計

(単位:千円)

(4EE-11								
会計名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	会計の主な内容				
和賀中央地区	159,763	140,101	19,662	和賀中央地区の維持管理費、償還金等にかかる会計				
更木島地区	17,121	7,208	9,913	更木島地区の維持管理費にかかる会計				
鬼柳地区	7,897	6,999	898	鬼柳地区の維持管理費、償還金等にかかる会計				
和賀川地区	221,516	178,369	43,147	和賀川地区の維持管理費、償還金等にかかる会計				
千貫石地区	62,050	68,298	△ 6,248	千貫石地区の維持管理費、償還金等にかかる会計				
小水力発電	12,316	_	12,316	和賀中央発電所の発電事業にかかる会計				

土地改良事業 (単位:千円)

会計名	事業名	地区名	事業費	交付・補助率	地元・土地改良区 負担額	事業の内容
和賀中央地区	土地改良施設維持管理適正化事業	天道揚水機	13,100	90%	1,310	主ポンプ整備補修、モーター整備補修、 電動弁取替、真空ポンプ取替、除塵ポン プ取替、小配管取替、操作盤整備補修、 施設塗装
	基幹水利施設 更新支援対策事業	北上市和賀町 後藤地内外	4,100	75% 国 50 市 25	1,025	門扉改修 3箇所
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	和賀中部F幹線	49,000	77% 国 50 県 14 市 13	11,270	水利施設整備 (パイプライン)
		千手堂	8,000	77% 国 50 県 14 市 13	1,840	用水路補修
		牛子沢ため池	10,000	100%	0	計画策定
更木島地区	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	更木東部	10,000	100%	0	計画策定

理事長就任にあたって

岩手中部土地改良区 理事長 本舘 國博



組合員のみな様におかれましては、日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業推進に対しまして格別なる御理解御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度の役員改選にあたり理事長に選任されました本舘國博です。理事2期目と経験は浅いのですが、組合員のみな様により近い目線で運営に邁進して参りたいと存じます。よろしく御願いいたします。

さて、今 農業・農村では人口減少と過疎化、高齢化・担い手不足による農地の荒廃、農業用水等の維持管理や営農への影響が懸念されております。

そのような中、当土地改良区においては「国営和賀中央農業水利事業」が、平成25年度から関係機関の御理解御協力のもと完了に向け、鋭意施行されております。「上堰」、「下堰」の用水再編は令和5年度において実施したところです。

今年度は「下堰幹線用水路」、「村崎野幹線用水路」、「下堰幹線用水路他ゲート設備製作据付」等の工事を実施予定となっております。

また、小水力発電施設においては「和賀中央発電所」が完成し、7月1日から本格稼働し売電を開始しました。現在は小水力発電施設の下流の下堰幹線用水路の工事があるため、9月5日の断水とともに発電を中止しております。

この国営事業は、老朽化した幹線用水路の改修等を行い、農業用水の安定供給と維持管理費の軽減、そして排水流域の溢水・湛水被害の軽減を図ることによって、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図ることを目的にしております。

農業農村整備事業は、農業水路等長寿命化・防災減災事業「和賀中部 F 幹線」、「千手堂地区」、「牛子沢ため池」、「更木東部地区」が実施予定となっておりますが、土地改良施設維持管理適正化事業など、その他の事業も早期完工に向けて推進して参りたいと考えております。

当土地改良区は、平成20年8月に近隣5土地改良区が合併設立し、現在16年目を迎えております。様々な懸案事項を抱えておりますが、役員、総代方をはじめ、組合員のみな様の御協力御指導を賜りながら、よりよい土地改良区を目指して頑張る所存であります。よろしく御願い申し上げます。

新役員就任

令和6年10月24日開催の第22回臨時総代会において「役員(理事、監事)の選任について」付議され、投 票の結果全員選任されました。その後、11月7日開催の互選会において、理事長には本舘國博理事、副理事 長には千田芳紀理事、総務担当代表理事に佐藤孝男理事、事業担当代表理事に髙橋善郎理事、総括監事に は柏葉明監事が互選されました。

理事



もとだて くにひろ 本舘 國博 理事長 第1被選任区 花巻市轟木



ち だ よしのり 千田 芳紀 副理事長、総務担当 第2被選任区 北上市和賀町岩崎



さとう たかお 佐藤 孝男 総務担当代表(1番) 第2被選任区 北上市町分



たかはし よしろう 髙橋 善郎 事業担当代表(2番) 第2被選任区 北上市和賀町山口



たかはし あきひろ 高橋 明博 総務担当副代表(3番) 第3被選任区 北上市相去町下大谷地



すずき たけお 鈴木 武男 事業担当副代表(4番) 第1被選任区 花巻市横志田



おいかわ てつろう 及川 哲朗 総務担当(5番) 第3被選仟区 金ケ崎町西根真析



いしも だ こういち 石母田 幸-事業担当(6番) 第3被選仟区 金ケ崎町六原堂所森道下



いさむ きく ち 菊地 勇 事業担当(7番) 第3被選任区 金ケ崎町西根南町



すぎさわ けんゆう 杉澤 健友 総務担当(8番) 第1被選任区 北上市村崎野



たかはし のぼる 髙橋 登 総務担当(9番) 第2被選任区 北上市和賀町藤根



かわべ つよし 川邊 津好 事業担当(10番) 第1被選任区 北上市二子町宿東



きく ち よしとも 菊池 善友 事業担当(11番) 第2被選任区 北上市和賀町竪川目

第6期役員(理事13名·監事3名) 任期: 令和6年11月7日 から 令和10年11月6日 まで(4年間)

監事



かしわば あきら 柏葉 明 総括監事 第3被選任区 北上市鬼柳町下川原



監事会

や え がし かおる 八重樫 監事(1番) 第1被選任区 北上市村崎野



たかはし いたる 格 髙橋 監事(2番) 第2被選任区 北上市下江釣子

土地改良区の概要

10.392ha 受益面積 組合員数 7.403人

•事業担当理事会 •総務担当理事会

理事会 理事長

事務局

•事業課 •賦課徴収課

•総務課

総代会

委員会

•地区委員会

·未収対策専門委員会

•換地評価委員会

国営和賀中央地区だより

東北農政局和賀中央農業水利事業所

所長 松 岡 伸 一

理事長をはじめ岩手中部土地改良区の組合員・役職員の皆様方におかれましては、平素より本事業の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもが推進する「和賀中央農業水利事業」は、平成25年度の着工から12年目を迎えました。この間、地区内流域の溢水・湛水被害の軽減のため、まずは中央幹線放水路1.6kmの増強を行い、近年頻発する台風や大雨による湛水被害の防止に効果を発揮しております。次いで、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減に向けて、石羽根取水口や上堰幹線用水路・下堰幹線用水路の補修・改修、そして小水力発電施設の建設を順次進めてまいりました。



農業用水の安定供給については、昨年(令和5年)4月のかんがい期から、上堰幹線用水路と下堰幹線用水路の高低差を利用した用水再編が実現し、揚水機の廃止とあわせて維持管理費の軽減といった事業効果が着実に発現していると伺っております。これに係る工事実施の際には、岩手中部土地改良区をはじめ関係の皆様方には大変ご不便をおかけしましたが、一方ならぬご理解とご協力をいただいたおかげで成し遂げることができたものと、あらためて感謝申し上げます。

さて、今年度の事業実施については、昨年度に引き続き下堰幹線用水路(L=2.2km、2件)、ゲート設備(製作据付、1件)、配水槽等整備(場内整備、フェンス設置等、2件)の工事を推進するとともに、新たに村崎野幹線用水路(L=1.9km、2件)に着手しています。

本年度のトピックは、本年7月から本格稼働を始めた小水力発電施設の完成です。石羽根ダムの貯水位と下堰幹線

用水路との有効落差最大14mを利用して、年間988メガワットアワーの発電(農業用水約10.76㎡/sのうち最大4㎡/sを発電に使用)を可能とするものであり、地区内の農業用施設の電気代など維持管理費の負担軽減に繋がるものと大変期待しています。

このことは、農林水産省が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入推進として、小水力発電施設を導入することにより環境負荷低減と経済成長を両立するグリーン社会実現の貢献に資するものです。本施設の発電により、年間約250世帯分の電力相当が供給され、約424tのCO2削減が可能と試算しています。



工事の美施状況(Rb 年9月) 表面被覆工事前の既設水路の洗浄



小水力発電施設内



小水力発電施設

今後とも、事業所職員一同、一丸となって事業推進に取り 組んでまいりますので、引き続き皆様方のご理解、ご協力を 賜りますようお願い申し上げます。 東北農政局 和賀中央農業水利事業所

〒024-0062 岩手県北上市鍛冶町一丁目 11-58 TEL 0197-62-0755 FAX 0197-62-0786

和賀中央地区 水利施設等保全高度化事業

(旧事業名:農業水利施設保全合理化事業)

国営和賀中央農業水利事業と一体的に実施しています

①事業の目的

和賀中央地区は、北上市及び花巻市にわたって位置し、和賀川(石羽根ダム地点)を水源とする受益面積 3.598ha の水田地帯です。

本地区の基幹的水利施設は、国営和賀中央土地改良事業(S43~ S54 年度)によって幹線用水路 25km、 幹線排水路 11km が整備されました。また、県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業等によって、末端用排 水路の整備や区画整理が行われ、農業生産性の更なる向上と農業経営の近代化が図られました。

しかし、これらの施設は老朽化が進み、施設の維持管理に多大な費用と労力を投じなければならない状況と なり、昨今のゲリラ豪雨の頻発や、周辺の宅地、流通センター等への農地転用による雨水流出形態が変化して きたことにより、近年は中央幹線排水路周辺において、溢水・湛水被害が発生する状況となりました。

このため老朽化した施設の改修等により、農業用水の安定供給と、維持管理費等に係る農家負担の軽減を図 るとともに、排水流域の溢水・湛水被害の軽減を図り、もって農業生産性の向上と農業経営の安定に資するこ とを目的に事業を実施するものです。併せて、農業用水が従来から有している、地域用水機能の維持・増進を 図ります。

②地域用水機能

和賀中央地区の農業用水は、田に水を送り農業生産を支えるほか、火災発生時の消火用水として利用できる「防 火用水機能」や、野菜などの洗浄用水として利用できる「生活用水機能」、及び地域住民に良好な水辺環境を提 供する「景観保全機能」、このような農業用水の持つ多面的な機能を「地域用水機能」とよんでいます。

体

的

に

実

施

③事業の内容

国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型)

(事業主体:農林水産省)

- ●農業用水利施設(取水口、幹線用排水路等)の改修等 を行い、用水の安定供給と維持管理費の軽減を図りま
- ●併せて、地域用水機能の維持・推進を図るための整備 を行ないます。

ハード事業

※ハード事業…水路などの構造物の整備

保全高度化事業 (事業主体:岩手中部土地改良区)

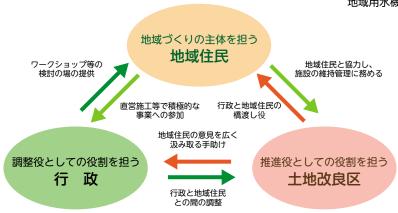
●地域用水機能の維持・増進を図るため、地域社会にお ける支援体制を確立します。

水利施設等

●国営事業と一体的に環境整備等の補完的な整備を行い ます。

補完ハード + ソフト事業

※ソフト事業…ハード事業で造成した構造物がもつ 地域用水機能発揮の啓発・普及



地域住民・土地改良区・行政が協力し、地域用水の育成管理を行う組織を形成し、 農業用水を活かした潤いある地域づくりを目指します。

10

令和6年度 事業の進捗状況

農業用水を防火用水として使用する協定を締結

北上地区消防組合・花巻市消防本部

本事業の補完ハード事業において防火用水機能を増進するため、一部の配水槽の敷地内に消防車両が乗り入れできるよう整備するとともに、配水槽に消火水栓を設置しました。また、用水路に附帯する堰上げゲートも更新しました。

これに伴い、主にかんがい期間(5/1 ~ 8/30)における近隣での火災発生時の消火作業等において、和 賀中央地区の用排水路や配水槽等から給水・補水可能な場合に水源として利用することを目的として、北上 地区消防組合及び花巻市消防本部と当区が協定を締結しました。

近隣の方々におかれましては、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。



中笹間配水槽 (完成)



千刈配水槽 (完成)

下堰遊歩道が完成間近 地元自治会と管理協定を締結

横川月二区自治会・竪川月区自治会

地域住民に良好な水辺環境を提供し景観保全機能を増進するため、下堰幹線用水路の北上市和賀町横川目 地内沼尻橋から竪川目地内国道107号線との交差部までの一部区間について、景観に配慮した水路整備の ほか、水路用地を利用した遊歩道の整備や植栽及び休憩場所を設置する工事の大部分を終え、今年度完成予 定です。

この遊歩道の管理について横川目二区自治会と竪川目区自治会と当区が維持管理協定を締結し、自治会で 植栽や清掃活動等していただくこととなりました。また、今年度工事を実施している村崎野幹線用水路の遊 歩道についても地元と協議を重ね協定締結を目指しています。



下堰幹線用水路(横川目)(施工後)



下堰幹線用水路(竪川目)(施工後)

土地改良区のできごと

*地域学習で地元中学生が来訪

地元の歴史・伝統・自然・産業について調べ、事業所等で実地を通して理解を深めることを目的とする地域学習として、北上市立和賀西中学校1年生5名が、令和6年7月12日、当区を訪れました。奥寺堰の開発と歴史について紙芝居の鑑賞及び資料の説明後、用水管理センターや石羽根ダム取水口を見学し、農業水利施設とその役割について体験学習を行いました。



*北上市生涯学習まちづくり出前講座

広報活動の一環として、北上市生涯学習まちづくり出前講座に登録しております。今年度はふれあいデイサービス事業後藤1区ふれあい福祉委員会より依頼があり、当区の概要説明や「奥寺八左工門物語」、「千貫おいし」の紙芝居公演を実施しました。参加された方々には、先人たちの偉業や農業用水及び水路の大切さ・役割について認識を深めていただきました。



*JA いわて花巻北上地域農業祭へ参加

令和6年10月26日開催のJAいわて花巻北上地域農業祭に「水土里ネットコーナー」として出展しました。アンケート調査やパンフレットの配布、施設のパネル展示、ゲームコーナーとしてお菓子釣りを実施し、ご来場の幅広い世代の方々へ啓発活動をしました。



*地区委員会(全32地区)が現地確認

秋から翌年4月までの非かんがい期間に、各地域毎に地区委員会を開催しています。水路等の施設破損状況や、水門等補修要望箇所の現地にて地区委員(総代・総代外委員・役員)が点検・相談し、工事施工箇所を決定します。



補修箇所がある場合は、総代・地区委員等へのご相談をお願いします。

*総代・役員研修

事業促進と円滑なる業務推進に資するため、令和6年5月30日に管内施設「千貫石ため池、右岸調整池、農業専用取水工、石羽根取水口、和賀中央発電所」をバスで移動し積雪不足の影響や、新技術を実感いただきました。岩手県土地改良事業団体連合会と岩手県農林水産部農村計画課の各担当





者より「改正民法」「土地改良団体における男女共同参画」等について受講し、2日間の研修会を実施しました。

任期満了に伴う総代総選挙(8月20日執行)において当選されました99名の新総代(96名出席)のもと、第22回臨時総代会(令和6年10月24日(木))を開催しました。議長に髙橋重安(上江釣子)総代、副議長に高橋重貴(西根西檀原)総代を選出し、第1号議案 岩手中部土地改良区役員(理事、監事)の選任について、第2号議案 日本政策金融公庫資金借入金について、各会計収支補正予算の議案が審議され、原案のとおり可決されました。



【役員選任投票の様子】



【採決の様子】

新採用職員紹介



藤原 稜一 (事業課維持管理係技師)

高校、短大と工業や配管について 学びました。その知識を活かし、これからの経験を通じ様々な事を教わりながら早く仕事を覚えられるように頑張ります。皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。(令和6年4月1日付)



岡部 果椰 (総務課会計係主事)

1日も早く業務内容を覚え、一つ一つの仕事に責任を持って取り組み、皆様のお役に立てるよう頑張ります。至らない点もあるかと思いますが、精一杯努力してまいります。よろしくお願いいたします。

(令和6年4月1日付)

退職

(令和6年3月31日付)

宍戸 朋夫

平成7年4月1日旧和賀川土地 改良区奉職以来29年間ご尽力 いただきました。

(令和6年8月31日付)

小澤 賢悦

昭和60年4月1日旧千貫石土地 改良区奉職以来39年間ご尽力 いただきました。

心より感謝申し上げますと共に、 今後の御活躍と御多幸をお祈り申 し上げます。

令和 6 年度 事務局執行体制

部署	職名	氏 名	部署	職名	氏 名
	課長 兼 賦課徴収課長	伊藤祐 樹		課長	髙 橋 拓 郎
	課長補佐 兼 会計主任	武 田 公 子		主幹	佐藤信一
	課長補佐 兼 会計係長	髙 橋 清		課長補佐 兼 換地係長	中村英司
総務課	総務係長	鈴木禎之		課長補佐	齋 藤 久 雄
	総務係主査	木 村 智 昭		事業係長 兼 維持管理係	加藤巧慈
	会計係主任	杉 澤 美 穂		維持管理係長 兼 事業係	千田貴之
	会計係主事	岡 部 果 椆	事 業 課	調査計画係長	小 林 理 恵
	主幹	三 田 牚		維持管理係主査	佐々木 久美子
	賦課徴収係長	峠 好貴		調査計画係主査	菅 野 晴 美
15000000000000000000000000000000000000	賦課徴収係主事	伊藤主		維持管理係主任 兼 事業係	小田嶋 勇 仁
賦課徴収課	賦課徴収係(嘱託職員)	髙 橋 義 せ		維持管理係技師 兼 事業係	高 橋 慎太郎
	賦課徴収係 (嘱託職員)	髙橋和宏		維持管理係技師	藤原稜一
	賦課徴収係(嘱託職員)	菅 沼 信 せ		調査計画係(嘱託職員)	澤田聖子

土地改良区からのお知らせ



1. 各種届出は遅滞なく提出をお願いします

※毎年3月1日現在の土地原簿、組合員名簿を基準に新年度の賦課金を算定しています。

届出内容	提出が必要な書類	担当課
 ○組合員資格の異動、変更をしたいとき ・農地を売買、交換、賃貸借契約又は解約したとき ・組合員の名義を変更したいとき(経営移譲、死亡等) ・送付先住所を変更したいとき ※公共機関(農業委員会・法務局等)で手続きを行なっても、土地改良区に届出がなければ土地原簿、組合員名簿は修正されませんのでご注意願います。 	組合員資格得喪通知書	
◎□座振替の利用、または□座変更したいとき ※管内農協以外の登録手続きは申込から 2 カ月程度要します。	口座振替依頼書 ・改良区管内農協用 ・上記以外の金融機関用	賦課徴収課
◎耕作者と所有者で賦課金を分担したいとき※分担納付するには准組合員としての加入手続きが必要です。	賦課金等の分担の申出書 准組合員加入申出書 確約書	
◎農地を転用するとき ※転用面積に応じて地区除外決済金の納付が必要となります。	農地転用等の通知書 地区除外申請書	
※公共買収された場合は、関係機関からの通知をもって地区除外決済金	の告知をさせていただきます。	
○管理施設を利用するとき・水路、水路敷地等を出入り口等で使用したいとき・合併浄化槽の排水を土地改良区が管理する水路へ放流したいとき	管理施設使用許可申請書	
○管理施設の利用をやめたとき・出入り□等の使用をやめた(原形復旧した)・下水道への接続により放流しなくなった	排水放流(管理施設)廃止届	事業課
◎管理施設の利用者を変更するとき・他目的使用料納付者の名義、送付先を変更したいとき	住所・名義変更届	

[※]提出書類は当土地改良区ホームページからダウンロードができます。

2. 相続登記の義務化について

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。

相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日または令和6年4月1日のいずれか遅い日(あるいは遺産分割協議が成立した日)から3年以内に相続登記の申請を義務付けられることとなりました。

正当な理由がなく申請しなかった場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

※詳細は法務省、または法務局のホームページをご覧ください。

3. 未納賦課金の納付義務について

農地の異動(相続、売買、競売・公売、賃借権等)の際は、土地改良法第42条により、新組合員にその農地についての権利義務は承継されることとなり、未納賦課金がある場合は納入義務も引き継がれます。税金は人に対して課されますが、土地改良区の賦課金等は農業用水の利用量に関係なく土地自体に課される特殊なものです。また、公課として滞納処分の対象となります。

資格得喪手続の際は未納賦課金の有無を事前に確認されますようお願いします。